

平成23年度第2回岩手県私立学校審議会議事録

1 日 時 平成23年9月29日(木) 15時00分～16時00分

2 場 所 岩手県議会 第3会議室

3 出席者

[私立学校審議会委員]

佐藤 勝 委員	横田 大樹 委員	久保 榮子 委員
田代 高章 委員	大森 紀代美 委員	荻原 禮子 委員
柏 眞喜子 委員		

[県]

紺野法務学事課総括課長	鈴木私学・情報公開課長	石木田主任主査
三上主査 小野寺主任	高橋主任 鈴木主事	

4 欠席者

咲間 まり子 委員	坂水 かよ 委員	横田 禮子 委員
-----------	----------	----------

5 署名委員

荻原 禮子 委員
柏 眞喜子 委員

6 会議の状況

別紙のとおり

(別紙)

会 議 の 状 況

1 開会

2 出席者の確認

3 あいさつ

4 異動紹介

5 議事

(1) 議事録署名委員の指名

佐藤会長が荻原委員及び柏委員を指名した。

(2) 諮問事項の審議

議案第1号 専修学校の目的変更認可について 専門学校盛岡カレッジオブビジネス

○ 鈴木私学・情報公開課長

「それではお手元の審議会資料中、議案第1号についてご説明させていただきます。

資料1ページ目をご覧くださいと思います。専門学校盛岡カレッジオブビジネスでは既存の書類実務関係分野及び文化教養分野に加え、新たに衛生関係分野となります専門課程パティシエ科を設置するため、学校法人龍澤学館から専修学校の目的変更認可申請がなされたところでございます。本件につきましては新たな分野となる衛生専門課程の設置を伴うことから学校教育法第130条に規定いたします専門学校の目的変更認可が必要となるものでございます。パティシエ科の設置の趣旨でございますが、菓子製造業におきましては、近年営業施設等が増加傾向にあり、高い技術と理念を備えた優秀な菓子製造従事者が求められている状況にありますことから当該分野にかかる課程学科を設置いたしまして全国における食品の開発など製菓・製パン業務の即戦力として活躍できる人材を育成するとともに、製菓衛生師合格を目指すための教育を実施する学科を設置しようとするものでございます。製菓衛生師につきましては国家資格になっております。

次に資料の2ページをお開き願います。本日は差し替えということで新しい資料を添付させていただきますのでご了承願います。審議にかかる目的変更認可基準についてご説明させていただきますと思います。

まず、学校教育法で定めます1年以上の修業年後年間800時間以上の授業時間数、40人以上の教育を受ける人数など法的基準がございますけれどもこれを全て満たす状況となっております。また設置基準に定めます必要教員の数につきましては学校全体で16名とされておりまして、今回の課程で採用する専任教諭2名、兼務教諭4名計6名を合わせまして学校全体で28名となっております。これにつきましても基準を満たしているという状況でございます。また学校の校地・校舎につきましても、設置基準1,445㎡以上となっておりますけれどもこの基準もクリアしておりますし、今回の衛生専門課程におきましては既設の校

舎の空き教室を使用するというものでございます。校舎全体面積ですが、2,063.22㎡ということで基準の1,445㎡を満たしています。なお、学校の収支の計画でございますけれども、平成24年度の収入の部はパティシエ科の新設に伴いまして、45名の入学者が増える訳ですけれども、その生徒納付金246,960千円、短期借入金100,000千円、前受金130,600千円、その他補助金、前年度からの繰越金などとなってございます。支出の部につきましては、人件費が70,800千円です。教育管理経費といたしまして、102,100千円、短期・長期借入金の返済額といたしまして138,400千円、設備関係では今回新たに学科を設置いたしますのでそれに必要な機器備品購入代金といたしまして13,100千円、その他、預り金支出、次年度への繰越金となってございます。このような状況を踏まえまして県といたしましては、専修学校の目的変更認可申請につきましては基準を満たしており妥当な内容であると考えているところであります。資料の説明は以上でございます。」

○ 佐藤会長

「ただいまの議案の説明に対しまして御質問等はございませんか。」

○ 横田委員

「当学校は新しい学科を増やすということですが、既存の定員というのは出ていますが実員というのはどの程度あるのでしょうか。」

○ 鈴木私学・情報公開課長

「学校全体ですと53%ほどの充足率で、学科毎にはバラバラでございます。例えばホテルブライダル科では定員を若干超えるような形になっておりますし、観光ビジネス科ですと半分程度ということで、全体といたしましては先ほど申し上げた53%の充足率になっております。」

○ 横田委員

「新しい科というのはよその学校にあるのかどうか、それと前受金収入130,600千円はどういう内容なのかをお聞きしたい。」

○ 鈴木私学・情報公開課長

「1点目の他に同種の学校があるかどうかという点ですが、本県には北日本ハイテクニカルクッキングカレッジさんというところがございまして、そこで高度製菓衛生師科と製菓衛生師科と通信課程とそれぞれございます。東北で見ますと北東北にはございまして、宮城県3校と福島県1校、この科をもっているところがございます。」

○ 小野寺主任

「前受金収入でございますけれども、授業料の前受金収入としまして74,000千円、入学金前受収入としまして7,000千円、施設整備費として47,000千円、いずれも前受金ですので翌年度にかかる前受金ということになっております。」

- 横田委員
「授業料の前受金とはどういうことか。先取りか。」
- 小野寺主任
「授業料の前受金は先取りです。先取りで授業の年額を年度が始まる前に受け入れるということになります。」
- 横田委員
「ありがとうございました。」
- 佐藤会長
「ほかに御意見はございませんか。」
- 田代委員
「新しい科としてパティシエ科で入学定員と総定員がありますが、先ほどの定員の充足率から見ますと今回新たに設置した場合も50～60%を見込んでの定員の設置というふうな考えでよろしいのでしょうか。それとも製造業の規模が増えているとであればもっと高い充足率を想定した上での定員設定になっているのかどうかそのあたりの状況をお聞かせいただきたい。」
- 鈴木私学・情報公開課長
「今のご質問の件につきましては、最近の菓子・パン製造業の動向を見ますと伸びの傾向ということで需要が増えてきているというふうに見ております。また菓子衛生師を設置する学校の充足率というところでございますけれども、近年上昇傾向になってございまして、トータルでは79.6%ということで全体では8割くらいの充足率となっておりますので、そういったところを念頭において設置を検討したものと考えている。」
- 佐藤会長
「ほかに何かありませんか。」
- 柏委員
「新しい科を設けるための設備投資が47,000千円ということですが、パティシエという座学以外に実習項目があると思うが、空き教室を使って学校としての生業として成り立つということですね。実習のための設備投資と、2カ年の学生と1カ年の学生とあるのですが、このパティシエ科が専用する設備状況を知りたい。調理実習室なんかも新たに作ったのか。」
- 小野寺主任
「まずパティシエの学科設置にあたりまして、厚労省の養成施設になるために必要な基準がございまして、実習施設を設けなければならないことになっております。実習施設を新たに設置することと合わせて空き教室（今まで使っていなかった教室）を座学の教室として使う

ものがございます。

実習施設におきましては、他の学科ホテルブライダル科やショップビジネス科等で兼ねて使えるような施設となっております。あと1年と2年の違いなのですが、製菓衛生師の受験資格は、今回のような衛生施設において1年以上勉強した方と、もう一つは製菓衛生業に2年以上従事した方となっております。今回の1年課程におきましては、過去に従事していた方もしくは1年だけ勉強して翌年度に受験する方を想定しております。2年課程におきましては、1年生で勉強をして2年目に受験をする方というふうな構成で考えているものです。」

○ 柏委員

「夜間もあるのですよね。」

○ 小野寺主任

「夜間はございません。」

○ 柏委員

「分かりました。」

○ 佐藤会長

「そのほか何かございませんか。」

○ 佐藤会長

「生徒の納付金と前受金というのは授業料ではないのですか。」

○ 小野寺主任

「授業料になります。この2ページ目にあります収支予算におきましては他の学科も含めた全ての。」

○ 佐藤会長

「全てですよね。当然この24年の予算の中には新しい今度設ける課程の授業料も含まれているのですよね。」

○ 小野寺主任

「はい。」

○ 佐藤会長

「前受金というのは前年度ということではなく翌年度のことか。」

○ 小野寺主任

「翌年度、25年度にかかる前受金になります。」

○ 佐藤会長

「3月中に入ってくる。それは23年度中に入ってきたものを24年度の予算に充当するという
ことでしょうか。」

○ 小野寺主任

「3月ですと入学金などがありますので、そちらを実際は翌年度の前受として処理します。」

○ 佐藤会長

「とすると資料の一番上にある生徒納付金というのも、これは新しい人たちは前受金として、
既に入學している者については例えば2年生ですよね。その分が納付金なのですか。」

○ 小野寺主任

「3月中に入ってくるから収入としてはその年のものだけれども、実際使われるのは翌年度
になります。」

○ 佐藤会長

「あと何かありますか。よろしいですか。それでは異議なしということで認可を適当とする
旨、答申することとします。」

6 報告事項

平成23年度第1回私立学校審議会答申に係る認可事項等について

○ 佐藤会長

「次に、会議次第6の報告事項に移ります。平成23年度第1回私立学校審議会答申に係る認可
事項について、事務局から報告願います。」

○ 石木田主任主査

「では報告事項資料をお開きいただきたいと思います。書面で審議をお願いしました平成23年
第1回の私立学校審議会認可事項ということで5件ございました。学校の廃止認可が3件、内
訳は幼稚園が2件、専修学校が1件でございます。これらにつきましては6月24日付でそれぞ
れ廃止認可をしてございます。

次に学校法人の解散認可でございます。これは1番目の幼稚園の廃止認可に係わりまして、
それを配置している学校法人の解散認可でございます。これにつきましても6月24日付けで解
散の認可をしてございます。そして今解散の手続き中でございます。以上で報告を終わります。」

○ 佐藤会長

「これにつきまして事前に書面審議ということでそれぞれ各委員さんからご意見等頂戴してい
るわけですが、これでよろしいでしょうか。」

○ 質問等なし

7 その他

- (1) 認定こども園と私立学校審議会審議事項との関わりについて、資料に基づき事務局から説明し、質疑を経て、今後認定こども園の認定案件が生じた場合には私立学校審議会に報告することとした。
- (2) 東日本大震災津波における私立学校の被災状況について、資料に基づき事務局から説明した。

8 閉会